

議案第6号

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例案

職員の退職管理に関する条例（平成24年大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「ともに」を「ともに、当該報告に係る職員であった者のうち」、「(退職手当通算離職者を除く。)」を「及び本市と営利企業等（当該報告に係る職員であった者が離職後に再就職したものに限る。）との間の契約（人事委員会規則で定める契約に限る。）の締結について本市において自らが関与した者として人事委員会規則で定める者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日の前日以後に離職した職員であった者について適用し、同日前に離職した職員であった者については、なお従前の例による。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

法人等に再就職した場合に公表の対象となる本市の職員であった者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の退職管理に関する条例（抄）

（公 表）

第8条 省 略

- 2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめるとともに、**当該報告に係る職員であつた者のうち、第3条第4項に規定する職に就いている職員（以下「管理職職員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。）及び本市と営利企業等（当該報告に係る職員であつた者が離職後に再就職したものに限る。）との間の契約（人事委員会規則で定める契約に限る。）の締結について本市において**
自らが関与した者として人事委員会規則で定める者
について、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。